

平成25年1月
日本弁理士会

日・EU経済連携交渉にかかる提案

当会では、特許庁国際課からの標記意見募集に対し、添付のとおり意見を申し述べました。

意見募集事項

- (1) 欧州連合（EU）に受け入れを求める事項
- (2) 背景（被害状況（事例）・見込等）、理由（具体的に）
- (3) 対象国・地域の関連法令
- (4) ルールの実現により見込まれる効果
- (5) 関連業界
- (6) 対応する我が国の法制度・運用
- (7) その他留意事項等

日EU経済連携について ※マーク一部が新規

<1> 我が国が欧州連合(EU)に受入を求めるべき事項(要求すべきルール)

対象国・地域	受入を求める事項	背景(被害状況(事例)・見込等)、理由(具体的に記載ください)	対象国・地域の関連法令(特定できる場合は詳細に記載ください)	ルールの実現により見込まれる効果	関連業界	対応する我が国の法制度・運用	その他留意事項等	JPAA備考
EU	グレースピリオドを認める条文(日本特許法第30条と同程度のもの)をEPCIに加えるべきである。	グレースピリオドを認めるEPC55条と日本特許法第30条を比較すると、EPCでは、特定の博覧会での展示を除き、出願人の行為に起因する新規性喪失の例外が認められていないなど、JP-EPの経済連携の下で、不公平である。	EPC55条	EPCの特徴を知らない日本人出願人を救済できる	大学など	特許法第30条		※2012/4/24付で提出意見
EU	マドプロでEUを指定し、EU代理人を指名しないEU圏外の名義人の場合で、無効請求があったとき、OHIMは名義人に直接、「普通郵便」でEU代理人を指名する旨要求しているが、この取扱いを是正し、「書留」で通知を送るべきである。	日本の大企業が気づかず、無効確定後に、その事実を知ったというケースが実際に発生した。商標権者側の連絡先が欧州共同体の域内であれば、「書留」で通知を送っており、このような内外人不平等の取扱は、パリ条約第2条に定める同盟国の国民に対する内国民待遇のルールにも反する。		重要書類であることが一見して分かるため、知らない間に無効が確定するという事態を防ぐことができる。			異議申立の場合には非公式にWIPO代理人に連絡を取りEU代理人の選任を要求することとしており、かかる取扱いを無効請求でも行うという対処方法も一考に値するを考える。	2013/1/15
EU	EPC Art 54(3)の適用について、出願人および真の発明者に対しての適用を除外すべきである(わが国の29条の2の括弧書きおよび但書きに対応する適用除外を入れる)。	わが国では、対応する特許法29条の2で、本条項の出願人および真の発明者に対しての適用を除外している。このルールにしたがつた明細書作成がされているので、欧州出願の際にリスクが生じる。日本・米国で適用が除外されている以上、適用を除外させるように働きかけるべきである。	EPC54条(3)	共通の明細書作成を考慮すると、日本特許法の意味がなくなる。また、EPCの特徴を知らない日本人出願人を救済できる	全出願人	特許法29条の2	中国の第三次特許法改正(2008)で新たに盛り込まれた経緯もあり、self-collisionがworld-standardにならないようにすべきである。	2013/1/15
EU	商標権・著作権等侵害事案(特に、模倣品・海賊版事案)においては、税関単独で侵害の有無の判断を含めた差止決定ができるよう、税関の権限を強化すべきである。	EU加盟国の一部では、税關での暫定的な差止の後に、侵害の有無についての判断のため、裁判所に対して権利者が訴訟提起する必要がある国がある。これらの国では、訴訟提起のための時間的、経済的なコストが高くなるため、権利者が差止を断念するケースが見受けられる。少なくとも権利侵害の判断が比較的容易な商標権侵害や著作権侵害の事案では、税關単独で侵害の有無を含めた終局決定ができた方が望ましいし、そのようにすることの弊害(権利侵害の判断の誤謬)も小さいと思われる。		水際での差止のコストが低下し、権利者が差止申立をしやすくなる。				2013/1/17